

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人朝日特許事務所 様 あて名 〒101-0054 日本国東京都千代田区神田錦町三丁目15番地NT F竹橋ビル3階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	11.12.2018
出願人又は代理人 の書類記号 4127		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/032876	国際出願日 (日.月.年) 05.09.2018	優先日 (日.月.年) 05.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B25J15/06(2006.01)i, B65H5/14(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ハーモテック			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 28.11.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 藤井 浩介 電話番号 03-3581-1101 内線 3364	3U	7870

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-4	有
	請求項	1-2, 5-6	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2016-68164 A (ニチモウ株式会社)

2016.05.09, 段落 [0025] - [0041], 図1-3
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2014-24138 A (株式会社ナベル)

2014.02.06, 段落 [0029], 図5
(ファミリーなし)

文献3 : JP 9-67017 A (大森機械工業株式会社)

1997.03.11, 段落 [0026] - [0030], 図3-4
(ファミリーなし)

文献4 : JP 2013-13992 A (リンク・パワー株式会社)

2013.01.24, 段落 [0013] - [0015], 図1-2
(ファミリーなし)

文献5 : JP 2013-179139 A (エルジー シーエヌエス カンパニーリミテッド)

2013.09.09, 段落 [0025] - [0041], 図4-7
(ファミリーなし)

(補充欄へつづく。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 - 2, 5 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されており、新規性及び進歩性を有しない。

(請求項 1 - 2 について)

文献 1 には、柱状の本体（非接触チャック 7）と、本体に形成される平坦状の端面（非接触チャック 7 の底面。図 2 等を参照。）と、端面に形成される凹部（溝部 9）と、凹部内に流体の旋回流を形成することにより負圧を発生させて被吸引物を吸引する流体流形成手段（噴気孔 10）と、負圧により吸引される流体を通すように形成された板体（パッド固定板 4）と、一端側は本体に固定され、他端側は板体を端面に対向するように保持する保持部材（スペーサ 13）であって、端面と板体の間に、凹部から流出する流体が流れるための間隙が形成されるように板体を保持する保持部材（段落 [0032] 等を参照。）と、負圧により吸引される流体を通しつつ、凹部内への被吸引物の進入を阻害するように、その一端が板体に固定される蛇腹形状の筒体（吸着パッド 2）とを備える吸引装置（吸着ハンド 1）、が記載されている。（段落 [0025] - [0041] 及び図 1 - 3 を参照。）

(請求項 5 について)

文献 1 の図 1 より、筒体の他端の開口面積は、凹部の開口面積よりも小さい事項が看取される。

請求項 3 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

吸引装置において、1 つの吸引手段に対し、複数の筒体を設ける構成とすることは、文献 2（段落 [0029] 及び図 5 を参照。）に記載されているとおりの周知である。

請求項 4 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 3 - 4 より進歩性を有しない。

文献 1 には、吸着保持する被吸着物の種類に応じて吸着パッド 2 の材質や形状を適宜変更可能である事項が記載されており（段落 [0026] を参照。）、筒体としてどのような形状のものを採用するかは当業者が必要に応じて設計し得ることにすぎない。

また、吸着装置の筒体の他端に切り欠きを有する構成とすることも、文献 3（段落 [0026] - [0030] 及び図 3 - 4 を参照。）及び文献 4（段落 [0013] - [0015] 及び図 1 - 2 を参照。）に記載されているとおりの周知である。

(補充欄へつづく。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 6 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献 5 に記載されており、新規性及び進歩性を有しない。

文献 5 には、柱状の本体（ピッカー本体 10）と、本体に形成される平坦状の端面（吐出面 11 のうち、平坦状の部分。図 4 等を参照。）と、端面に形成される凹部（吐出面 11 のうち、流線型からなる部分。図 4 等を参照。）と、凹部内に流体を吐出して放射流を形成することにより負圧を発生させて被吸引物を吸引する流体流形成手段（流入部 12）と、負圧により吸引される流体を通しつつ、凹部内への被吸引物の進入を阻害するように、その一端が端面に固定される筒体（ガイド部材 20）を備える吸引装置、が記載されている。（段落 [0025] - [0041] 及び図 4 - 7 を参照。）

また、文献 5 には、ピッカー本体 10 とガイド部材 20 とを一体として構成してもよい事項が記載されている。（段落 [0038] を参照。）

このとき、文献 5 に記載された発明の筒部は、凹部から流出する流体が流れるための孔部をその側壁に備える構成となるものと認められる。